

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市新堀三丁目一 番一 地 先 ま で</p>	<p>新座市新堀二丁目一 七五番五 地 先 か ら</p>	<p>区 間</p>
<p>一・三六〇 二二・一三</p>	<p>一・三六〇 二二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八九七・九一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>